

公契約のあり方検討に関する中間報告書(概要版)

I. 「公契約のあり方検討に関する中間報告書」の構成

1. はじめに
2. 世田谷区におけるこれまでの入札制度改革の取組
3. 世田谷区の入札制度を取り巻く現状、課題等
4. 検討委員会におけるこれまでの調査・検討状況
5. 世田谷区の入札制度改革に関する意見
6. 公契約条例に関する意見

II. 世田谷区の入札制度を取り巻く現状、課題等

(1) 世田谷区の入札制度を取り巻く現状と課題

- 社会経済環境の急激な変化等により、企業間競争が激しくなっている。入札における過度な競争は、公共事業の品質や区民サービスの低下を招き、受注事業者の経営悪化や下請け事業者へのしわ寄せ、労働環境の悪化などの問題につながる恐れがある。
- 全国的に公共事業等の縮小が続く中で、実態のない支店や営業所を開設するなどの不適格事業者の参入の恐れがある。
- 地方自治体において防災・減災対策等をいかに進めるかが問われる中、地域貢献等の面からも、公契約のあり方を検討していく必要が生じている。

(2) 検討にあたっての論点整理

- <論点>①入札の方式等について ②履行の質の確保策について
③公契約の相手方におけるコンプライアンス(法令遵守)について
④区内産業の活性化と公契約のあり方について

III. 本検討委員会におけるこれまでの調査・検討状況

- 世田谷区における入札・契約の状況等(入札参加者数や落札率等の状況)の調査
- 入札・契約に関する各種制度の運用状況等の調査
 - ・最低制限価格制度、低入札価格調査制度、総合評価競争入札制度 等
- アンケート調査(24年6月)・ヒアリング調査(24年8月～10月)の実施
- 他自治体における公契約条例等の状況に関する調査

ほか

IV. 世田谷区の入札制度改革に関する意見

(1)入札の方式等について

- 現在の区の入札方式である「一般競争入札」及び「希望制指名競争入札」については、競争性の確保等の観点から、引き続きこれを維持していくべきである。
- 不良・不適切事業者の排除のための対策を強化していく必要がある。

(2)履行の質の確保策について

- 最低制限価格制度について、適正な利潤確保や労働環境への影響、財政負担の増加等を踏まえ、その適用範囲や適正水準等について検討を行う必要がある。
- 現在試行している総合評価競争入札制度の本格的な制度設計や、業務委託履行評価制度の拡充等を進めていく必要がある。
- 契約変更にあたって、発注者と受注者の双方で共通認識を持つ必要があることから、ガイドラインの策定等について検討していく必要がある。

(3)公契約の相手方におけるコンプライアンス(法令遵守)について

- 公契約の相手方としてどのような事業者を求めるのかといった点について、発注者としての考え方等を明確に発信していく必要がある。
- 事業者におけるコンプライアンスの確認に関し、事務コストの増加等にも留意しながら、実効性が確保される手法を検討していく必要がある。

(4)区内産業の活性化と公契約のあり方について

- 入札における地域要件の設定については、競争性の確保に十分留意する必要があるとともに、納税者である区民の利益という点からも説明責任を果たすことが必要である。
- 区内事業者との契約が、防災・減災対策の強化につながる面もあることから、社会貢献や地域貢献等について適切に評価し、入札・契約制度の効果的な仕組みを構築していく必要がある。

V. 公契約条例に関する意見

公契約条例は、競争性や公正性等の公契約の基本原則に留意するとともに、以下のような論点・課題を踏まえ、世田谷区にふさわしい公契約条例のあり方について議論を重ねていく必要がある。

- 区として、公契約の基本原則や基本価値といったものを作り、統一的な視点で制度改革を進めていくことは重要であり、こうした意味から公契約条例の制定には意義がある。
- 条例の検討にあたっては、公契約の波及的価値(地域経済活性化や防災への貢献等)や区民の利益等を含め、広く公共政策的な視点等を取り入れていくことが必要である。
- 条例の規定内容の検討にあたっては、様々な法的課題に留意しつつ、慎重な検討が必要である。